

# **青少年のための科学の祭典・和歌山大会実行委員会 規約**

## **第1条（名称）**

本実行委員会は、「青少年のための科学の祭典・和歌山大会実行委員会」と称する（以下「実行委員会」と記す）。

## **第2条（目的）**

青少年に科学の「おもしろさ」、「楽しさ」を伝えていくために、「青少年のための科学の祭典・和歌山大会（おもしろ科学まつり）」を実施することを目的とする。

## **第3条（活動）**

実行委員会は、前条に定める目的を達成するため、下記の活動を行う。

1. 青少年のための科学の祭典・和歌山大会（おもしろ科学まつり）の企画・運営
2. 青少年のための科学の祭典・和歌山大会（おもしろ科学まつり）に関連するコンテストの企画・運営
3. それに関わる他団体との連携・情報提供・広報活動
4. その他、目的を達成するために必要な活動

## **第4条（実行委員会の構成）**

1. 実行委員は、青少年のための科学の祭典・和歌山大会（おもしろ科学まつり）の主催団体、共催団体および本実行委員会の目的に賛同する団体の構成員ならびに本実行委員会の目的に賛同する個人により構成される。
2. 実行委員会は、実行委員および会計監査で構成され、必要に応じて事務局スタッフとオブザーバーを加えることができる。
3. 会計監査は、実行委員以外の者とする。
4. 実行委員会に、実行委員長および事務局長、会計担当を置き、実行委員の中から互選により選出する。
5. 実行委員および会計監査の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。
6. 実行委員長および事務局長、会計担当の任期は、選出されたときから後任者が選出されるまでの期間とする。
7. 実行委員長が事故で職務を遂行できなくなったときは、事務局長、会計担当の順に実行委員長の職務を一時的に代理し、実行委員の互選により後任の実行委員長を選出するものとする。

## **第5条（共催団体および後援等名義使用）**

他の組織・団体と共に開催する場合には、必要に応じて責任の範囲を明示したうえで、当該組織・団体の規程等に従い、適切に手続を行うものとする。

## **第6条（実行委員会の開催）**

1. 実行委員会は、実行委員長が招集する。
2. 実行委員会は、実行委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席実行委員の過半数の賛成により決する。
3. 急ぐ必要のある案件については、実行委員会の開催に代え、メール等の連絡手段を用いて審議を行い、実行委員の過半数の賛成により決することができる。

## **第7条（活動の分担）**

1. 青少年のための科学の祭典・和歌山大会（おもしろ科学まつり）の主催および共催団体は、実行委員会の活動内容の一部を分担する。
2. 分担内容は、実行委員会と当該団体で協議して決める。

## **第8条（会計）**

1. 本実行委員会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。
2. 会計は会計担当が行う。
3. 会計監査は年度末に監査を行う。
4. 当該年度の残金は次年度に繰り越すことができる。

## **第9条（事務局）**

主催または共催団体が事務局を分担する。ただし、共催団体においては、第5条で認められた責任の範囲および職務を分担する。

## **第10条（設置期間と解散）**

1. 実行委員会の設置期間は会計年度毎の1年間とする。
2. 実行委員会において解散が議決されなければ、設置期間は自動的に1年間延長される。
3. 実行委員会解散時における保有財産は、実行委員会の議決によって、実行委員会の目的に沿う活動をしている団体や個人に寄付、寄贈または処分することができる。

## **第11条（規約の改訂）**

この規約は、実行委員会の議決によって変更することができる。

## **第12条（その他）**

この規約にない事案は、実行委員会で審議して決める。

## **付則**

1. 本規約の発効日は、2012年4月1日とする。
2. 本規約の改正は、2023年7月1日から適用する。